

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 4 月 20日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 満



令和元年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 満

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	708,276 /	事務所賃借料600,778円、管理運営費107,498円
事務費	308,592 /	OA機器賃借料43,230円、通信連絡費265,362円
人件費	960,000 /	給与、手当960,000円
合計	1,976,868 /	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 平成31年4月分

No.

領 収 証

No. 012832

玉城 満 様

2019年3月25日

〒208-1 東京都うるま市宇宮里 208-1

大 城 有 限 公 司

代表取締役 大 城 栄 三 秋

TEL (098) 974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 500,64-

月日	品 名	数量	単 価	金 額	摘 要
1	4月分家賃等			50064-	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50064-	

KMS 02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥ 50064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 事務所賃借料 令和1年5月分

No.

領 収 証

No. 012833

玉城 満 様

2019年4月25日

下記のとおり領収致しました。

〒100-0001 東京都千代田区千代田2-1-1
大 栄
代表取締役 大 城 浩 秋
TEL (098) 974-1116

合計金額 ￥50,064-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	5月分家賃等			50064-	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額 %					
合 計				50064-	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和年6月分

No.

領 収 証

No. 012834

玉城 満 様

2019年 5月 27日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大 [REDACTED] 栄

代表取締役 大 城 [REDACTED] 秋

TEL (098)974 [REDACTED]

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,064-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	6月分家賃等			50064-	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9	[REDACTED]				
10	200円				
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50064-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ￥50,064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和元年7月分

No.

領 収 証

No. 012835

玉城 満 様

2019年 6月 25日

沖縄県うるま市字宮里208-1

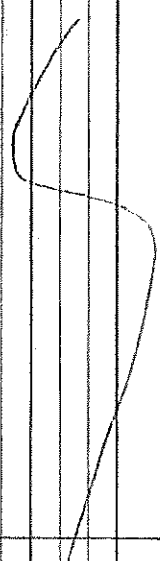

有限会社 大 城 業

代表取締役 大 城 正 秋

TEL(098)974-1106

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥ 50,064-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	7月分家賃			50064-	
2					
3					
4	(証明)				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計					
消費税額 %					
合 計				50064-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和1年8月分

No.

領 収 証

No. 012836

玉城 満 様

沖縄県うるま市字宮里208-1

2019年7月25日


有限会社 大  栄

代表取締役 大城  秋

下記のとおり領収致しました。

TEL (098)974-1116

合計金額 ¥50,064-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	8月分家賃			50,064-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8	 日本税関 200円				
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額 %					
合 計				50,064-	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥50,064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和元年9月分

No.

領 収 証

No. 012837

玉城 満 様

〒100-0001 東京都千代田区千代田208-1

2019年 9月 3日

大城 栄 株式会社

代表取締役 大城 栄

TEL (098)974-1110

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,064-

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
1	9月分家賃			50064-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				50064-	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 50,064-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和1年 10月分

No.

領 収 証

No. 012838

玉城 満 様

2019年 9 月 25日

沖縄県うるま市字宮里208-1
有限会社 大 [REDACTED]
代表取締役 大 [REDACTED]
TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,064 -

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	10月分家賃			50,064 -	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50,064 -	

RMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥50,064 -

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和1年11月分

No.

領 収 証

No. 012841

玉城 満 様

2019年10月25日

〒208-8501 東京都千代田区千代田
代表取締役 大城 三枝 秋
TEL (098) 974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,066-

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
1	11月分家賃等			50066-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商品代金計					
消費税額				%	
合計				50066-	

RMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥50066-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和1年12月分

No.

領 収 証

No. 012842

玉城 満 様

2019年11月25日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大 楽

代表取締役 大城 幸江

TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥ 50,066-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	12月分家賃等			50066-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50066-	

RMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ￥50,066-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和2年 1月分

No.

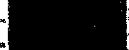
領 収 証

No. 012844

玉城 満 様

2019年 12月 27日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大  栄

代表取締役 大  秋

TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,066 -

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	1月分家賃等			50,066 -	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額 %					
合 計				50,066 -	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥50,066 -

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 事務所賃借料 令和2年2月分

No.

領 収 証

No. 012845

玉城 満 様

2020年 1月 27日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大 [REDACTED] 業

代表取締役 大 城 [REDACTED] 秋

TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,066 -

月日	品 名	数量	単 価	金 額	摘要
1	2月分家賃等			50066 -	
2					
3					
4					
5	(言 明)				
6	[REDACTED]				
7	[REDACTED]				
8	[REDACTED]				
9	[REDACTED]				
10	[REDACTED]				
11	[REDACTED]				
商 品 代 金 計					
消 費 税 額 %					
合 計				50066 -	

KMS-02

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥ 50,066 -

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 令和2年3月分

No.

領 収 証

No. 012846

玉城 満 様

2020年 2月 25日

沖縄県うるま市字宮里208-1

有限会社 大 [REDACTED] 栄

代表取締役 大 城 千 秋

TEL(098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,066-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	3月分家賃			50066-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50066-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,066-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 平成31年4月分

No.

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号	画番号	家番号	枝	CD	店所	作業区	二契約	別
	43291	7	1	1	400	6220	従量	2000

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	293 kWh	平成31年	4月分
------	---	---------	-------	-----

今月検針日	4月4日	翌月検針日	5月4日	
今回指示数	2280.8	前回(取付)指示数	1987.5	
乗率		使用量	293	
計器番号	6077029	取付使用量		
ご参考使用量(kWh)	前月	260	前年同月	190

ご請求金額	8,798 円
(再エネ賦課金)	(再掲 849 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 8円06銭	+ 3円10銭	+ 29円400銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 0円81銭	+ 0円31銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-381 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291
二契約種別 従量
平成31年4月分

課税部	8,798 円
料金	49 円
再エネ賦課金	849 円

【再掲】
消費税等相当額 651 円
燃料費調整額 237.29 円

ご使用量 293 kWh

*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。

支払期日	5月7日
金融機関	5月17日
取扱期限日	5月27日

沖縄電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

$8,798 \times \frac{3}{20} = 879円$

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 (一部)

政務活動費充当金額 ¥ ~~8,798~~ = ¥ 879

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電料金 令和1年 5月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
面番号 43291 家番号 7 1 1	400 6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	325 kWh	令和1年 5月分	ご利用期間 4月4日~ 5月3日 お支払期日 6月3日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-------------	---

今月検針日	5月4日	翌月検針日	6月8日	ご参考使用量(kWh)
今回検示数	2605.4	前回(取付)検示数	2280.8	前月 283 前々月 211
主		使用量	325	
		計器番号	6077029	

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,714 円 (再掲 958 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	+ 31110銭	+ 01193銭	+ 291150銭
11kWh以上(1kWhにつき)	+ 01131銭	+ 01109銭	+ 21185銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針日

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和1年 5月分

領収金額	9,714 円
料金	8,756 円
再エネ賦課金	958 円

[再掲]
 消費税等相当額 719 円
 燃料費調整額 100.75 円

ご使用量 325 kWh

※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月3日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月13日	154111 19515 コーソン
コンビニ等 取扱期限日	6月23日	

沖縄電力株式会社
うるま支店
収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関/コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 9,714

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金 令和1年6月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
富本第一店舗 101

電気番号 43291-711400 店所 作業区 2000 従量電灯
側番号 家番号 枝 CD 7 1 1 400 6220 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量 計 322 kWh 令和1年6月分

ご利用期間 5月4日～6月5日
右支払期日 7月8日
※支払期日経過後にお支払いの場合は遅滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	検針日	検針日	前月	前々月
6月6日	7月4日	6月6日	7月4日	6月6日	7月4日	5月10日	4月12日
2927.6	2605.4	322.0	322.0	322.0	322.0	325.0	261.0

ご請求金額 (再エネ賦課金) 9,544 円 (再掲 949 円)

燃料費調整率	再エネ賦課金率
0kWh～10kWh + 0.193%	29.1%
11kWh以上(1kWhにつき) + 0.193%	29.1%

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291-71-1
ご契約種別 従量電灯
令和1年6月分

領収金額 9,544 円

料金 8,595 円
再エネ賦課金 949 円

【再掲】
消費税等相当額 706 円
燃料費調整額 29.01 円

ご使用量 322 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(本人印捺印)

支払期日	7月8日	目録附印
金融機関取扱期限日	7月18日	18.6.12
コンビニ等取扱期限日	7月28日	18.6.12

神綱電力株式会社 うるま支店 収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部

政務活動費充当金額 ¥ 9,544

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電気料金 令和元年7月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号	店所/作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD		
43291 7 1 1	400 6220	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	281 kWh	令和 1年	ご利用期間	6月 6日 ~ 7月 3日
			7月分	お支払期日	8月 5日

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	7月 4日	翌月検針日	8月 5日
今月検針数	3208.5	前月(取付)検針数(乗車)	2927.6
主		使用量	281
		計測番号	G077029
		ご参考使用量(kWh)	前月 322 前年同月 187

ご請求金額	8,257 円
(再エネ賦課金)	(再掲 828 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 1円186銭 + 3円141銭	+29円150銭 +29円150銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円118銭 + 0円134銭	+2円195銭 +2円195銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7177
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390

※本票により業員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 7月分

領収金額	8,257 円
料金	7,429 円
再エネ賦課金	828 円

【再掲】
消費税等相当額 611 円
燃料費調整額 53.35 円

ご使用量 281 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。

支払期日	8月 5日
金銭機関取扱期限日	8月 14日
コンビニ等取扱期限日	8月 25日

収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 8,257

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電気料金 令和1年8月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
富本第一店舗 101

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 6220	2000
43291	7 1 1		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	444 kWh	令和1年 8月分	ご利用期間 7月4日~ 8月4日 お支払期日 9月4日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-------------	---

今月検針日	8月5日	翌月検針日	9月5日	ご参考使用量(kWh)
今月前示数	3652.1	前月(前月)前示数	3208.5	前月 前年同月
主		使用量	444	281 216

ご請求金額 (再エネ賦課金)	13,674 円 (再掲 1,309 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 3円41銭 + 3円72銭	+29円50銭 +29円150銭
11kWh以上(11kWhにつき) + 0円34銭 + 0円37銭	+ 2円85銭 + 2円85銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引線 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和1年8月分

領収金額	13,674 円
料金	12,365 円
再エネ賦課金	1,309 円

【再掲】
消費税等相当額 1,012 円
燃料費調整額 150.97 円

ご使用量 444 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月4日	07250 印
金融機関 取扱期限日	9月13日	79816
コンビニ等 取扱期限日	9月24日	クラウド

沖繩電力株式会社
うるま支店

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 13,674

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和1年

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号		店所 作業区		二契約種別
両番号	家番号	枝	CD	2000
43291	7 1 1	400	6220	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3261-0000-7110-0000

ご使用量	計	402 kWh	令和 1年 9月分	ご利用期間 8月5日~ 9月4日 お支払期日 10月7日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	9月5日	翌月検針日	10月4日
今月指示数	4054.5	前月(取付)指示数	3652.1
使用量	402	計測番号	6077029
前月	444	前年同月	292

ご請求金額 (再エネ賦課金)	12,292 円 (再掲 1,185 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整率
当月分 翌月分 当月分 翌月分
0kWh~10kWh + 3円72銭 + 0円93銭 + 29円150銭 + 29円150銭
11kWh以上(1kWhにつき) + 0円37銭 + 0円109銭 + 2円95銭 + 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により差金員が収納することはありません。

切り取りずばり金庫保管、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 1年 9月分

領収金額	12,292 円
料金	11,107 円
再エネ賦課金	1,185 円

[再掲]
消費税等相当額 910 円
燃料費調整額 146.76 円

ご使用量 402 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月7日	日附印
金庫保管 取扱期限日	10月17日	72015
コンビニ等 取扱期限日	10月27日	19.9.05

神保電力株式会社
うるま支店

那覇市役所前
22-1
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 12,292

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和1年10月分

No.

電気二使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号	店所/作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD		
43291 7 1 1	400 6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	281 kWh	令和1年 10月分	ご利用期間 9月5日~10月3日 お支払期日 11月5日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日 10月 3日	翌月検針日 11月 5日	ご参考使用量 (kWh)
今回指示数	前回(取付)指示数	前月 前年同月
4335.3	4054.6	402 347

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,229 円 (再掲 828 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価 再エネ賦課金単価

当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh + 0円93銭 - 1円489銭 + 29円504銭 + 29円504銭			
11kWh以上 (1kWhにつき) + 0円09銭 - 0円18銭 + 2円854銭 + 2円954銭			

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (1P電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 1年10月分

領収金額	8,229 円
料金	7,401 円
再エネ賦課金	828 円

【再掲】
消費税等相当額 609 円
燃料費調整額 25.32 円

ご使用量 281 kWh

※金額を訂正したものと、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月5日	印
金融機関 取扱期限日	11月15日	印
コンビニ等 取扱期限日	11月25日	印

沖繩電力株式会社
うるま支店

収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥ 8,229

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和1年11月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
富本第一店舗 101

電気番号	店所/作業区	契約種別
番番号 家番号 枝 CD	400 6220	2000 従量電灯
43291 7 1 1		

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	349 kWh	令和 1年 11月分	ご利用期間 10月4日~11月4日 お支払期日 12月5日 ※支払期日経過後にお支払いの場合 は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	---------------	---

今月検針日 11月5日	翌月検針日 12月5日	ご参考使用量 (kWh)	
今月指示数	前回(前付)指示数	当月	前年同月
4684.3	4335.3	349	329

ご請求金額 (再エネ賦課金)	10,510 円 (再掲 1,029 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 1円189銭	+29円150銭	+28円150銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円198銭	+ 2円95銭	+ 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

切り取らずに金融機関 コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和 1年11月分

領収金額	10,510 円
料金	9,481 円
再エネ賦課金	1,029 円

【再掲】
 消費税等相当額 955 円
 燃料費調整額 -66.30 円

ご使用量 349 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A:ご依頼人控)

支払期日	12月5日	日 附 印 1911.15
金融機関 取扱期限日	12月13日	
コンビニ等 取扱期限日	12月25日	

沖繩電力株式会社
うるま支店
収印欄貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 10,510

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和1年12月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
高本第一店舗 101

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	400 6220	2000
43291 7 1 1		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	277 kWh	令和1年 12月分	ご利用期間 11月5日~12月4日 お支払期日 11月6日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	12月5日	翌月検針日	1月9日
今月指流量	4961.6	前月指流量	4684.3
要平	1	使用量	277
計量番号	6077029	ご参考使用量(kWh)	前月 349 前年同月 294

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,075 円 (再掲 817 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 5円05銭 - 6円63銭	+28円50銭 +29円150銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円51銭 - 0円66銭	+ 2円95銭 + 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料 金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
 引越 0120-586-390 検針日

※本票により基金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和1年12月分

領収金額	8,075 円
料金	7,258 円
再エネ賦課金	817 円

【再掲】
 消費税等相当額 734 円
 燃料費調整額 -141.22 円

ご使用量 277 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人印)

支払期日	1月6日	印
金融機関 取扱期限日	1月16日	1912.10
コンビニ等 取扱期限日	1月26日	TEXA FYJUBO ファミリーマート

沖縄電力株式会社
うるま支店
収入印紙貼付欄

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 8,075

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和2年1月分

No.

切り取りずば金庫機能、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票)		いつもご利用いただきありがとうございます。	
玉城 満 様 富本第一店舗 101			
電気番号 画番号 家番号 枝 CD 43291 7 1 1		店所 作業区 400 6220	
供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000		ご契約種別 2000 従量電灯	
ご使用量 計 318 kWh		令和2年1月分 ご利用期間 12月5日~1月8日 お支払期日 2月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	
今日検針日 1月9日 翌月検針日 2月6日		今月検針数 5279.4 前月(前)検針数 4961.6 検用量 318.6077029 計測被写体前検針検用量 277 前年同月 344	
燃料費調整単価 当月分 翌月分 0kWh~10kWh - 6円63銭 - 7円158銭 11kWh以上(1kWhにつき) - 0円66銭 - 0円776銭		再エネ賦課金単価 当月分 翌月分 +29円50銭 +29円50銭 +21円95銭 +21円95銭	
沖繩電力株式会社		お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-939-7777 停電・緊急 0120-586-705 うるま支店 引越 0120-586-390 検針員	
※本票により基金員が収納することはありません。			

電気料金払込受領証	
玉城 満 様 電気番号 43291- 7-1-1 ご契約種別 従量電灯 令和2年1月分	
領収金額	9,331 円
料金	8,993 円
再エネ賦課金	938 円
[再掲] 消費税等相当額 848 円 燃料費調整額 -209.91 円	
ご使用量 318 kWh	
※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)	
支払期日	2月10日
金融機関 取扱期限日	2月20日
コンビニ等 取扱期限日	3月1日
沖繩電力株式会社 うるま支店	

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 9,331

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和2年2月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号 両番号 家番号 枝・CD 43291 7 1 1	店所・作業区 400 6220	ご契約種別 2000 従量電灯
-------------------------------------	--------------------	-----------------------

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	300 kWh	令和2年 2月分	ご利用期間 1月9日~ 2月5日 お支払期日 3月9日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-------------	---

今月検針日 2月8日	前月検針日 3月5日	今月検針数 5579.6	前月検針数 6279.4	乗率 1	使用量 300	計器番号 6077029	ご参考使用量 (kWh) 前月 316 前年同月 252
------------	------------	--------------	--------------	------	---------	--------------	------------------------------------

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,712 円 (再掲 885 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整係数	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分 当月分 翌月分	
0kWh~10kWh - 7円95銭 - 7円58銭	+291円50銭 +291円50銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円76銭 - 0円76銭	+ 2円95銭 + 2円95銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針日

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和2年2月分

領収金額	8,712 円
料金	7,827 円
再エネ賦課金	885 円

【再掲】
消費税等相当額 792 円
燃料費調整額 -227.98 円

ご使用量 300 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	3月9日	日 附 印 07368 20.2.26 JTB ARUBA 本人印貼付欄
金融機関 取扱期限日	3月19日	
コンビニ等 取扱期限日	3月29日	

沖縄電力株式会社
うるま支店

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥ 8,712

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金 令和2年3月分

No.

電気料金払込受領証

玉城 善 様

電気番号 43291- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 3月分

領収金額	8,281 円
料金	7,438 円
再エネ賦課金	843 円

[再掲]
 消費税等相当額 752 円
 燃料費調整額 -217.34 円

ご使用量 286 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 必要記入欄)

支払期日	4月6日	
金融機関取扱期日	4月16日	
コンビニ等取扱期日	4月26日	

沖縄電力株式会社
うるま支店

収入印紙貼付欄

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 8,281

事務所概要申告票

議員名 玉城満

1. 物件の所在

住所	沖縄市中央1-20-12 1F	
電話番号	098-989-1088	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [有限会社 文栄]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城満



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名

玉城満

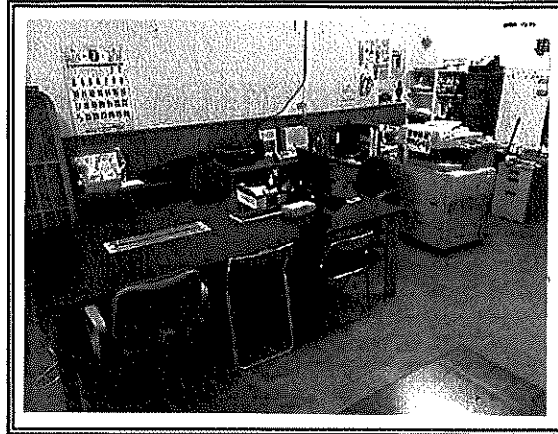
1. 事務所の状況

住所	沖縄市中央1-20-12 1F
----	-----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動のための事務所として設置しており、改選時などの選挙事務所や後援会事務所とは兼用していないため全額充当として計上する。

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 満



事業用賃貸借契約書（店舗）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 玉城 満（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	富本第1店舗			1階	号室
	所 在 地	(建物表示) 沖縄市中央1丁目20-12				
		(登記簿) 沖縄市中央1丁目1622番地				
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリートブロック造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鋼鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / (2) 階建 / 全 () 戸				
	種 類	店舗	新築年月	昭和42年5月		
面 積	約15坪	m ²				
賃 貸 方 法	一般借家契約					
附 属 施 設						

頭書(2) 事業内容（具体的に記載すること）

事務所

頭書(3) 契約期間

2018年 6月 14日 から 平成 2020年 6月 13日まで (2年間)

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日	TEL ()
甲・貸主	氏名
	住所
乙・借主	氏名
	住所
連帯保証人	氏名
	住所
保証機関	保証機関

※欄外に記入する場合は記入して下さい。

宅地建物取引業者	A 商号又は名称 (有) 大 栄 代表者の氏名 大城 千秋 主たる事務所 うるま市宇喜里208番地1 所在地・TEL 098-974-1116 免許証番号 沖縄県知事(6)第2952号 免許年月日 平成29年12月27日	B 商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地・TEL 免許証番号 免許年月日
宅地建物取引責任者	氏名 登録番号 沖縄県知事 第5229号 業務に就する事務所名 (有) 大 栄 事務所所在地 うるま市宇喜里208番地1 TEL 098-974-1116	氏名 登録番号 業務に就する事務所名 事務所所在地

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(7)に記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物の価値の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
二 土地又は建物の価値の増減により、賃料が不相当となった場合。
三 近隣類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が所在する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気、ガス、水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(税金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の債務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の直務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて修繕の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の一カ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は、保証金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
五 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙が入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に使い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。
4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
二 第7条から9条までの規定に違反したとき。
三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
五 銀行取引の停止。
六 破産手続きの開始。
七 民事再生手続きの開始。
八 会社更生手続きの開始。
九 特別清算手続きの開始。

3 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続することが困難であると認められるに至った」とみなす。

- 一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、租野を確保、管理により第三者に不安感、不快感、差支を与えたとき。
五 乙らが第7条第4号又は第5号の規定に違反したとき。
六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して一カ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から一カ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して一カ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

3 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急を要する事情が生じたときは、乙は、直ちに甲に通知の上、当該所有物の撤去を要するものとする。

があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した遊作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当物の原状に復せしめなければならない。

6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の総額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建築物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の源泉と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。

二 長期に休業するとき。

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、日歩4銭の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(保証)

第18条 (B) 本契約は、A が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。

3 乙が前項の手續きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を負担しなければならない。

4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定にかか

わらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

5 前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(紛議)

第20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈が生じた場合は民法その他の法の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第22条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。